

令和5年第3回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和5年3月9日(木) 午後3時00分から午後3時20分

2 開催場所 栄町役場庁舎1階第1会議室

3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(6名)

岩田 公夫 大見川 正明 後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司

齊藤 博之

◎開会

午後3時00分開会

○事務局次長（森田勲）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和5年第3回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、3番長崎光男委員、4番野村斗士夫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（森田勲）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1について、ご説明させていただきます。場所については、2ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が南字上耕地、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は380㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が経営規模の縮小、譲受人は隣接農地を取得して経営規模の拡大を図るものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は畑と陸田が点在す
る地帯になり、譲受人は許可後、畑から陸田にして水稻を作付けする計画であり、問
題はないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（野村斗士夫）

申請された農地について、現地を確認したところ、申請地は適正に管理されてお
りました。特に問題はないと思われま。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の青木さんから、ご発言がありましたら願いま
す。

○農地利用最適化推進委員（青木秀樹）

現地を見てきましたが、問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま
す。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しま
した。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第1号 整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（森田勲）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号2について、ご説明させていただきます。
場所については、3ページから5ページをご覧ください。

整理番号2 農地の所在が矢口字辺田前、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は1,387㎡他3筆で、合計7,853㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件も、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が高齢による経営規模の縮小、譲受人は経営規模の拡大を図るものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は水田になり、譲受人は許
可後も水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○6番（岩井秀喜）

現地調査について報告いたします。申請地は全て水田として適正に管理されてお
りましたので、特に問題はないと思われ
ます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の岩田さんから、ご発言がありましたら願
います。

○農地利用最適化推進委員（岩田公夫）

特にありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号2については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（森田勲）

それでは、6ページ、議案第2号整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、7ページをご覧ください。

農地の所在は、三和字塚場入会地、地目は登記簿が田、面積は284㎡他1筆で、合計426㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合には、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出された時は、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変（自然界によって起こる災害天変地異）によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を受けないまま20年以上経過しており、かつ、その間に農地法第51条の規定により現状回復命令等の違反転用の処分を受けていないものなどが挙げられています。

それでは、今回の議案のご説明ですが、申請地は現在も住宅用地として使用されているもので、建物の状況や平成元年10月9日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当

たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（野村斗士夫）

申請地を確認しました。申請された農地は住居として使用されておりました。問題はないと思われます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の齊藤さんから、ご発言がありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（齊藤博之）

申請地を確認しましたが、特に問題はないと思われます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（森田勲）

それでは、8ページ、報告第1号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、9ページをご覧ください。

農地の所在が北辺田字向芝、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は844㎡他2筆で、合計1,765㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和5年第3回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時20分閉会